

令和8年4月7日

保護者 様

久米南町教育委員会
教育長 直原 徳賢
久米南町立神目小学校
校長 藤原 孝裕

警報等の発令にかかわる対応について

このことについて、下記のように対応いたします。それぞれの対応を確認の上、ご協力をお願いいたします。

記

◎学校からの連絡等は、原則、まなびポケットで行いますので、その後の対応についてご協力ください。

<異常気象等による警報が発令された場合>

- 1 午前6時の段階で警報が発令されている場合は、原則「休校」です。
(ただし、大雪警報については、まずは「自宅待機」とします。)
- 2 その他
○警報が発令されることが予想される場合、事前に判断し、臨時休校等にする場合があります。

<震度5弱以上の地震が発生した場合>

- 1 学校にいる場合
①校舎内外の安全を確認し、速やかに児童・生徒の様子や被害状況を連絡します。
②状況によって、保護者への引き渡し下校を行います。
- 2 登下校中の場合
◎「安全な場所に一時避難してから、原則として学校か自宅の近い方に行く」
上記のように学校で指導を行っています。ご家庭でも確認をお願いします。
①児童・生徒の登校状況を確認の上、保護者に連絡をします。
②スクールバス利用の児童・生徒については、バス運転手が安全措置を行い、必要な対応を取ります。